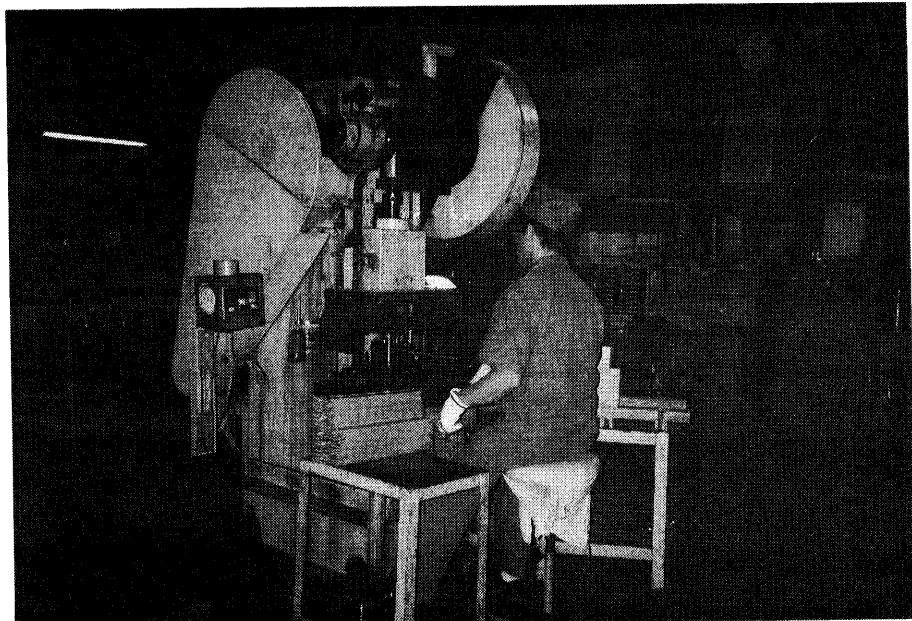


# 関西労災職業病

関西労働者安全センター

1996.10.10発行〈通巻第255号〉200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602  
TEL. 06-943-1527 FAX 06-943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 震災後の業務激変による警備員の脳内出血に労災認定………2
- オカダさん裁判に支援カンパを! 違法派遣会社株本醸に強制捜査……4
- 地公災基金大阪府支部審査会が指曲がり症審査請求棄却の不当裁決…6
- 情報公開法問題連続学習会に参加を……………9
- フロン代替有機溶剤2-ブロモプロパンの生殖毒性明らかに…………10
- 前線から(ニュース)……………11
- 職場が変わるか④……………14
- ユニオン社労士講座のご案内……………17

9月の新聞記事から／18  
表紙写真／プレス作業風景

'96 10

# 震災後の業務激変による 警備員の脳内出血に労災認定

神戸

神戸東労基署は、阪神淡路大震災後の勤務激変の中で脳内出血を起こした警備員Aさんの労災補償請求に対して、これをを業務上疾病として認め、療養補償と休業補償給付の支給を決定した。

Aさんは、95年12月から警備会社B社に見習いという身分で働きはじめ、C社の配達センターに派遣された。約1ヶ月たった95年1月17日、大震災が発生、数日間のブランクの後に就業を再開したが、就業状態が激変した。

震災前と震災後での労働時間の比較は表1のように、一日平均労働時間で50%、全労働時間に占める深夜勤時間の割合で73%増加した。

こうした労働時間からみた業務量増加は通常5人で回すローテーションを3人で回さなければならぬことによって生じた。長時間労働によって休息時間が減少、加えて

表1 震災前と震災後の業務量比較

		震災前		震災後（倒れるまで）	
労働日		36日間	合計	43日間	合計
日勤	9:00～18:00	9時間拘束	11回	99時間	5回
24勤	9:00～9:00	24時間拘束	8回	192時間	6回
15勤	18:00～9:00	15時間拘束	2回	30時間	25回
一日平均労働時間			8.9時間		13.1時間
全労働時間に占める日勤時間の割合			31%		8%
全労働時間に占める深夜勤時間の割合			22%		38%

自宅が国道2号線に近接していたため、サイレンを鳴らして走る緊急車両、救援物資やがれきを満載して走るトラックの騒音、振動、排ガスという大変な状況で慢性的な睡眠不足が続いていた。震災以降は道路事情が悪化、トラックの入出庫も不規則になり、夜勤時の仮眠も満足にとれない状況だった。

高血圧症だったが・・・

Aさんは今回の脳内出血の約1年前にくも膜下出血を発症している。また毎年定期検診において高血圧症を指摘されていた。通院治療はおこなっていたが、警備員の仕事についていた頃からは通院もままならず、震災後はまったくそのための時間がとれない状態だった。

主治医は今回の発症と以前のくも膜下出

血とは無関係であることを明言、労災請求にもきわめて協力的であった。Aさんのケースには地元の関係者の方から安全センターに相談があり若干の支援をおこなったが、労災認定の決め手はこれまで述べたような就労実態、主治医の協力、関係者のご努力にあった。

ただ、1年間の闘病生活の甲斐なくAさんは3月に他界されたことはまことに残念だった。ご冥福をお祈りしたい。

\* \* \* \* \*

昨年1月17日の阪神淡路大震災はたくさんの犠牲者を出した。その後も震災関連で多くの方が亡くなつた。昨年7月までの震災に関連した（過労死、復興工事など）公務・労災死亡は105名、負傷912名にのぼつた。震災後の労働省の工事現場388か所抜き打ち調査では、約半数の191か所で、墜落防止の措置がとられていないなどの法令違反が見つかったという。災害復興時など緊急事態における災害防止に関して、行政任せではないわれわれとしての対応マニュアルが必要なのではないか。

震災後の激務や業務過重による過労死も発生しており次のような事例が明らかになつてゐる。

#### 姫路署から神戸へ救援活動の警官が過労死

1月26日午前6時頃、姫路署小野敬三巡査長(36)が自宅寝室布団の中で死んでいるのが発見された。死因は呼吸不全。地震発生後に災害警備要員としてその日に神戸市中央区に入り捜索、発掘作業にあつた。40時間から28時間の連続勤務が断続して続き、公休日の19、23日も姫路署で日勤についていた。公務災害として認定。

#### 灘区の消防団員、3日間徹夜で消火活動

1月26日、消火活動などに当たつていた灘消防団員で米穀販売業の加久幾康さん(50)が過労による心筋こうそくで死亡した。加久さんは、地震で自宅と店舗を失い、区内の火事の消火活動に20日まで三日間徹夜で従事。その後も、昼間は倒壊した建物や焼け跡からの救助活動、夜は二時間交代で地域の防犯パトロールに参加していた。この間の睡眠は親せき宅での一日三時間だけだった。非常勤公務員として公災認定。

#### 震災の救援の海上保安庁職員を過労死認定

海上保安庁は、2月26日に救援活動中くも膜下出血で倒れ、死亡した第三管区海上保安本部（横浜）の巡視艇「いそづき」の主任航海士二本木宇内さん(41)を公務上災害の過労死に認定した。同庁によると、二本木さんは2月26日午後6時半ごろ、艇が接岸する直前に突然頭痛を訴え、海中に転落、同28日、転送先の横浜市内の病院で意識不明のまま死亡した。

#### 海コントレーラー運転手の過労死

海上コンテナトレーラー運転手江国明さん(46)は4月14日夕方、ポートアイランド内の支店で虚血性心疾患で死亡。江国さんは震災後に労災事故でがをし、治療を終えた2月末から仕事を再開、神戸港の代替港となった大阪南港で仕事をすることが多かつた。神戸港の被災のため震災後にコンテナトレーラーが集中した大阪南港では、通常なら一時間程度で済むコンテナ搬入がピーク時の待ち時間で7、8時間に達し、大阪方面への交通事情も悪く、Eさんは長時間、車内に閉じ込められ、精神的、肉体的疲労がたまりやすい状態だった。神戸東労基署が業務上認定。

#### 神戸市水道局主査が過労で死亡

1月23日早朝、神戸市水道局主査中西隆さん(37)の遺体が庁舎前の路上で発見。中西さんは市六事業所と百十九か所の配水池の送水量を管理する責任者。1050人の水道局で水量管理が出来るのは中西さんら2人だけで、21日、2時間の仮眠のため帰宅した以外は職場に泊まり込んだ。百五十万市民の水を守る重圧と責任感の中、勤務時間は六日間で百二十時間に達し、意識もうろうの状態で庁舎屋上から転落したと地方公務員災害補償基金は公災認定。

# オカタさん裁判に支援カンパを！

## 警察と労基署が本譲と派遣先を捜査

10月1日、姫路警察と姫路労働基準監督署などは共同で派遣会社(株)本譲とその派遣先に対して大規模な捜査を行った。労働基準法違反と派遣法違反の容疑で、捜査は姫路ばかりでなく、加古川、明石、神戸、尼崎警察などの協力のもと、(株)本譲の本社と派遣先十数か所に対して行われ、多くの証拠品を押収した。

(株)本譲は、主にラテンアメリカからの日系人労働者の派遣を行なっており、少なくとも100人以上、あるいは約300人の労働者を雇用しているといわれている。兵庫県のタウンページや、テレビコマーシャルで堂々と「リストラは日系人で」などと宣伝を行っていたが、実際は派遣業の許可なく、外国人労働者を派遣対象業務外の単純労働に派遣している。また、労働条件面でも残業手当を払っていないかったり、給料から不当な天引きを行ったりという労働基準法違反もある。捜査後、本譲に雇用されていた外国人労働者数人の証言も得られたと伝えられており、本譲が近々逮捕される可能性も考えられる。今回の捜査で、これらの違反が明らかになり、(株)本譲が再犯することがないよう厳重に処罰されることが望まれる。

また、それらの法違反以外にも渡航費などの担保と称して労働者全員からパスポートを

取り上げるという人権侵害も行っている。最初に毎月一定の金額を10ヶ月間払うことになっていて、10ヶ月たつ前に労働者がないお金をかき集めて、借金を払うのでパスポートを返すように要求しても、受け取らない。つまり、パスポートの取り上げは労働者を縛り付けておく目的で行っているのである。そのことは外国人にとって非常に精神的苦痛であり、悪質な人権侵害と言える。

昨年の8月、日系ブラジル人オカダさんの一家が残業などの手当や給料から天引きした金額とパスポートの取り上げに対する慰謝料を求めて裁判を起こした。裁判は今年に入つてオカダさんの証人尋問、本譲社員の証人尋問とすすんでいるが、本譲側はあくまでもすべては合意であったという主張をしている。しかし、ただでさえ雇用主という強い立場でいつでも雇用場所と住居から追い出せるうえ、パスポートを取り上げ、仕事に縛り付けるというのが人権侵害でないはずがない。裁判官は外国人の置かれる立場を理解し、判決に反映させてほしいものだ。

しかし、警察、労基署の捜査が進み、本譲が逮捕されれば現在雇用されている労働者に影響が出ることが予想される。本譲が営業し続けることができなくなったり、派遣先が契約を解除することもありうるだろう。雇用や

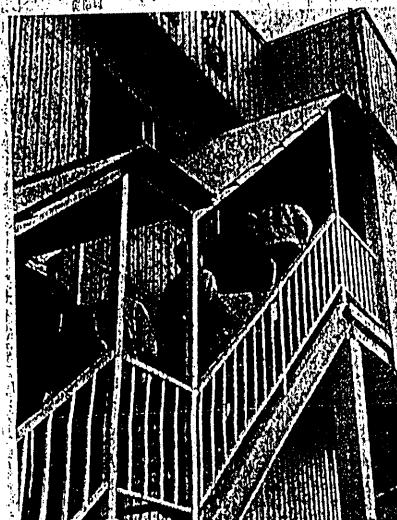
住居を失うことがないよう支援者としてサポートしなければならない。まずは、なるべく早い時期に兵庫県労働部、兵庫労働基準局に対して申し入れを行う予定である。

そして、これが外国人も平等に安心して働く社会に少しでも近づく一歩となってほしい。

次回  
12月16日10:30  
神戸地裁姫路支部  
2階2号法廷  
被告側証人  
本該社員富井氏  
主・反対尋問

# 日系ブラジル人を 違法に働かす

## 兵庫県警と姫路労基署



夢前の本店など搜索

# 大手派遣業者を揃矣

1996.12.1 神戸(夕)

**支援カンバのお願い** オカダさんの裁判費用や、警察の事情聴取のための交通費、通訳費用などの支援をお願いします。本譲が逮捕されればその影響で起こった問題のための相談活動にもなにかと経費がかかることが予想されます。外国人が、仲介業者に搾取されずに安心して働けるよう、協力のカンバをお願いいたします。

第一勧業銀行 天満橋支店 普通口座 1063347 「オカダさん支援グループ 田島陽子」  
郵便振替口座 00930-8-122486 「オカダさん支援グループ」

## 調理員の指曲がり症

# 地公災基金大阪府支部審査会が 不当な棄却採決、舞台は再審査請求へ

自治労が取り組んでいる給食調理員の職業病「指曲がり症」公務災害認定闘争で、地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会（以下、審査会）は、豊中市3名、高槻市4名の給食調理員の審査請求に対して、全員棄却の裁決を下した。

いずれも、各調理員の各年度業務量を「全国平均値」と比較し、これを上回らないか、それほど差がないことを根拠に、「過重性なし」イコール「相当因果関係なし」と判断したものである。給食調理員にみられる指曲がり症（変形性手指関節症）の多発の現実から目を背けた、極めて非科学的で不当な判断といえよう。

請求者及び請求者が所属する自治労豊中市職、高槻市職ではこれを不服として、中央の本部審査会に再審査請求をおこなうことを決定している。

### 審査請求はすべて棄却

給食調理員に多発している指曲がり症を公務災害として認定させ、給食現場の環境改善に取り組むことを目的とする「指曲がり症」認定闘争の結果、1993年の自治労本部のまとめでは、164名申請中、公務災害認定71名、公務外93名、公務外とされたうち40余名が

審査請求を行った。

その後、審査請求に対する決定が出た分はすべて棄却となっており、さらに裁判でいうと3審目にあたる地公災基金本部審査会への再審査請求闘争が取り組まれている状況である。この本部審査会における取り組みでは、岡山、東京、札幌の併せて10件が口頭意見陳述を終えている。その後も各地から再審査請求が続いている。

### 形式判断のみ

審査会の各判断に共通しているのは、給食調理員の業務量を各年度における「ひとりもち食数」をその年度の全国平均値と単純比較して「過重性」を判断している点である。

給食調理員全体が指曲がり症の原因である調理業務にさらされているという状況において、その給食調理員集団内部で業務量の比較をして、平均より「相当程度」多かったら「過重」とあると認定するわけである。

地公災基金とこれに追随した審査会は、これを、認定するに足る「相当因果関係」があるかないかの判断基準といつも言うのであるが、以下の点からとんでもない論理であることが明らかだ。

第1に、調理員全体が指曲がり症の危険に

さらってきたことが無視されること。

第2に、個々人の業務負荷に対する抵抗力の差を無視していること。

第3に、「相当程度」という言葉を振り回すことで、最終的にどの程度の数の被害者を認定するのかを決めることができ、認定作業が認定当局の全くの恣意で決められてしまうこと。

第4に、調理員に指曲がり症が多発しているという医学的証拠がまるで無視されること。

こうして地公災基金や審査会の認定基準とそれにもとづく認定作業は、医学と一般常識とはかけはなれたものとなるのである。

その証拠に、今回の大阪府支部審査会の決定のみならず、他地域を含むすべての場合で、申請者側から提出された医学的証拠、医学的立証資料がまったく検討の対象になっていないのである。どんなにひどく指曲がり症をわざらっていようと、どんなに長く働いていようと、平均よりも非常に多い食数を調理した経験がなければ労災と認めないとある。これは、医学でも科学でも論理でもない。

## 舞台は再審査へ、そして・・・

舞台は再審査に移る。自治労両市職、府本部はこれまで通り取り組んでいくことを決定、当安全センターも積極的に支援をしていくことにしている。被災の実態と医学的証拠をしつこく提示して、認めさせていく闘いである。

ただ、この闘いは今後の労災補償制度のあ

り方を大きく変える可能性を秘めているし、そのことを見据えて取り組んでいくことは大きな意義をもつていると安全センターでは考えている。

指曲がり症は、慢性疾患である。慢性疾患が今の公災や労災補償制度において認められにくいのは、補償制度が基本に据えている「相当因果関係」の定義のしかたにある。

たとえばこういうことである。

ある病気や怪我が発生したとき、その原因が「災害性」のものかどうかで労災認定するに相当する因果関係があるかどうかを判断する。あるいは「過重性」があるかどうかでこれを判断する、というものである。

たとえば、職業性疾病の中で「災害性腰痛」が過半数を占めていると言われる。しかし、ここにおける「災害性」とは「通常動作と異なる動作を行ったとき」などという定義が認定基準に記載されている。だから、仕事中に何かものをとろうとしてその動作が原因でギックリ腰になってしまっても、その動作がいつもの手順で行われていたものであるときは、労災認定基準をそのまま適用すると労災でないと判断されてしまうことになりかねない。

労災保険において現在労基署は、腰痛について労災請求が行われた場合、会社に対して災害発生状況報告書なる文書を提出させている。その内容は、腰痛が発生したときの動作が「通常と異なるものであったかどうか」をチェックする仕組みになっている。報告書の目的は、大半がこの認定基準上の災害的原因があるかどうかの点検にあるといつてもいいだろう。まことに意地の悪い報告書なのである。

しかし、こうした災害性の定義には無理があることはだれにでもわかることがある。たとえば、ある女性事務員が向かいの机の電話の受話器をとっさにとろうとしてギックリ腰になったとしよう。「それは通常の動作だから業務上災害ではない」と労基署が主張して争いになったこともあるのである。場合によつては、原因となった動作がいかに通常と異なるかを言い争うというばかげた論争をしなければならない。そして労働者側の反論が弱いとこうした行政の杓子定規な対応がまかりとおるようになる。過労死の認定基準における「過重性」も基本的には同じ考え方である。労働省はこれを「災害主義」と言つたりする。

指曲がり症のような慢性の、非特異的な疾患の場合は「過重性」の有無が問題になる。そして「過重性がある」とは、他の同種の平均的労働者より著しく業務量が多いことと定義され、そのとき、相当因果関係ありとされる。むろん「著しい」程度や平均的労働者の解釈などはすべて認定当局の裁量である。過重性の定義、過重性に相当性を求める相当因果関係の定義が問題になる。

しかし、これらは定義であつて絶対不可侵ではない。問題があるならば、定義しなおせばよいのである。指曲がり症の過重性の定義は、前述したように科学でも医学でも論理でもなく、ただの線引きの目安にすぎない。この点に現在批判が集中されているし、再審査請求の中でもさらに明らかにされていくと考えられる。

ただ、過重性に相当性を求める労災補償における現在の相当因果関係の定義についても

手をつけなくていいということではない。慢性疾患が相対的に増加する現在の状況にあつて、こうした相当因果関係の定義に基づいた各種の認定基準をいまだに変更しないというのは明らかに行政・認定当局の怠慢だろう。

## 相当因果関係の再定義

認定当局の採用している相当因果関係論では慢性疾患は非常に認定されにくい。ギックリ腰さえ認定すべきものが眠ってしまいかねない。労災、職業病が減少してきていると言われる裏側にはこうしたからくりもある。

指曲がり症の闘いは今後の過程において、慢性疾患一般における認定基準の基本的考え方の変更を迫ることになるかもしれない。職業性頸肩腕障害や腰痛の労災補償において、多くの実態調査がおこなわれ多発職場の現実が明らかにされてきた。しかしそれがそのまま有力な労災認定の決め手とされることは当局内部的には少なかったのではないだろうか。医学的、疫学的証拠が、行政定義の相当因果関係の名の下に重視されずにきたともいえる。この点、指曲がり症認定においては、きわめて不十分ながらもこの種の調査が認定基準設定の参考にされている。ただ、その方法に誤りがあったことや相当因果関係や過重性の一般的定義そのものに無理があることによって多くの公務外認定を出してしまったといえる。この点がもし今後の闘争の中で正されるならば、認定基準一般への波及効果は大きいだろう。慢性疾患の労災認定の枠組みを変えるキーポイントは、医学における因果関係とは何かの整理や疫学的証明の重視にあるかもしれない。疫学的証明の重視は救済の幅を広げ被災者の立証責任を正当に軽減することにもつながっていくと思われる。このことは労災認定における「災害主義」からの転換をもたらすための鍵となるだろう。

# 情報公開法問題連続学習会に参加を

## 第1回 市民に役立つ情報公開

11月20日(水)午後6:00

岡本隆吉さん(知る権利ネットワーク関西)

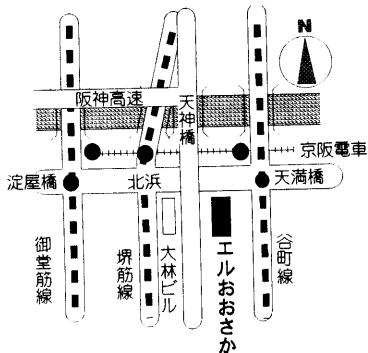
## 第2回 情報公開法案を検証する

1月29日(水)午後6:00

岸本佳浩さん(大阪HIV訴訟弁護団)

エルおおさか(大阪府立労働センター)708号室(いずれも)

(資料代700円)



本誌前号でも報告したとおり今後の市民や労働者の運動にとって重要な意味をもつ情報公開法の制定がいよいよ具体化してきています。環境、公害、医療、労働をはじめあらゆる分野で、これまで行政はもっている情報を明らかにせず、あるいは積極的に隠してきました。このことの問題点や弊害はいまさら述べるまでもありません。

情報公開がすべての都道府県でまがりなりにも制度化される一方、情報公開法制定を審議してきた行政改革委員会行政情報公開部会は法律案要綱を最終報告としてまとめようとしています。こうした状況の中、私たちの運動にとって情報公開制度が使えるものなのか、まずは知ることからはじめたいと思います。そのための学習会を計画しました。情報公開に詳しい活動家や弁護士にお話をあき、関心をもつ多くの皆さんのが参加のもとでこの課題の議論を深めたいと思います。是非とも積極的なご参加をお願いする次第です。

**主催** 環境監視研究所 (TEL. 06-574-8002 担当: 中地)  
関西労働者安全センター (TEL. 06-943-1527 担当: 片岡)

# フロン代替有機溶剤に注意を！

## 2-ブロモプロパンの生殖毒性明らかに

電子部品などの洗浄、フュームによるじみ防止などに使用される有機溶剤「2-ブロモプロパン」に生殖毒性があることが、日韓の共同研究で明確になった。

きっかけは韓国の慶尚南道に日本のアルプス電気の子会社である某電子部品メーカーで94年2月から日本から輸入した「2-ブロモプロパン」を使用していたところ、頭痛、吐き気などを訴える労働者が続出、韓国の政府研究機関が調査した結果、女性の月経停止、男性の精子減少症が発生していることが判明したため日本の労働省に通報、その後の労働省産研や名古屋大学との共同動物実験で実験動物の精巣などの萎縮が顕著にみられた。こうした生殖毒性とともに血液をつくる機能にも障害がでていることも認められた（造血機能障害）というものである。

労働省は、韓国から通報があった昨年末段階で業界に緊急通達を出すとともに使用事業場を各地方基準局を通じて調査をおこなっている。この段階で全国で10数社において使用されていた模様だが、その内容は「部内限」として労働省は秘匿している。

溶剤メーカー側では、韓国の事件より相当早くから「2-ブロモプロパン」に変異原性があることを認識しており、ユーザーに対する類似物質の「1-ブロモプロパン」製剤の使用を勧めていたケースもある。今回の問題もあり洗浄剤としては2-ブロモプロパンから1-ブロモプロパンにほぼシフトしているとみられる。

しかし、化学的により安定な「1-ブロモプロパン」の毒性が比較的低いことは予想されるものの、たとえば、今回問題になってい

る生殖毒性については試験はされておらず、使用はやはり控えた方がよいだろう。国内でのフロン代替洗浄剤としてのメーカーと製品では次のようなものがある。

**国内溶剤メーカー：ディップソール㈱**

フロン代替洗浄剤名：

**SC-51A**など（末尾アルファベットは添加剤の違い）

主成分は、2-ブロモプロパン

**SC-52N**など

主成分は、1-ブロモプロパン

また、米国製の輸入品もある。

原材料として2-ブロモプロパン、1-ブロモプロパンそのものを生産しているのは国内メーカーでは現在、東ソー（本店：山口県新南陽市）とマナック（本社：広島県福山市）とされている。海外では、フランス、イスラエル、中国、米国でも生産されているということである。

2-ブロモプロパンは医薬品、農薬、写真用剤などの中間原料として利用されているが、近年フロン代替の洗浄剤として利用がすすんできたものである。国内メーカーが海外の子会社で使用している場合もある。

フロン代替有機溶剤は労働安全衛生法上の規制がかけられていないもののが数多いので、「2-ブロモプロパン」以外の物質でも油断は禁物である。特にその物質についてくるはずのデータシートに、労働安全衛生法の規制はなしと記載されていたら要注意である。職場で使用されているこうした有機溶剤があれば、当センターにお問い合わせいただければ可能な限りの情報提供を行います。

# 前線から

## タイ人の港工事現場事故、 被災から1年ぶりに解決

神戸

タイ人のR氏の労災損害賠償請求について元請けのS建設が100万円の解決金を支払うということで解決した。

R氏は昨年10月、港補修工事現場で鉄筋曲げ作業中にベンダーに指を巻き込まれて被災した。右手人差し指の先を失って約1ヶ月休業、今年3月に障害等級12級の認定を受けた。被災当初、雇用主が労災をかくし

て何の補償もしなかったりといった経過があり、雇用主と元請会社に対して弁護士を通じて損害賠償請求を行った。内容証明を送った直後、直接の雇用主であつたF氏がタイ人を使ってR氏の居所を探し回るということがあり、R氏は入管に通報されて退去強制される恐れがあったので関東の方の知人を訪ねて避難したりしながら、交渉を続けてき

た。

そして労災事故から1年たった今年10月、元請けのS建設は、労災の責任は否定したが、解決金という形で100万円を支払うことになり合意した。労災の損害賠償としての補償にはならなかったのは残念であるし、彼が失ったものに比べてあまりに少ない代償であるが、とりあえず補償を得ることができたR氏も納得したようである。R氏は近々5年ぶりに家族の待つタイに帰国する。一番下の子どもはR氏が来日したあとに生まれてあり、父親との初めての対面を楽しみ待っている。

## 全国安全センター総会開かれる 財政強化し、運動のさらなる前進を！

高知

全国労働安全衛生センターの第7回総会が高知市・桂浜で開かれた。

全国安全センターは①「安全センター情報」の発行などの情報提供、収集、

②労働安全衛生学校などへの協力、③相談活動とその援助、④国際交流、⑤調査研究・プロジェクト活動、⑥労働行政への働きかけ、政策提言などを活動の柱と

している。

中でも重要な労働行政への取り組みについては、95年度は94年末の大蔵高裁針灸訴訟勝訴を受けて以降、弁護団などと連絡をしながら労働省に対して積極的に働きかけを行い、ついに本年3月には375通達撤廃をかちとることに貢献した。また、職業病行政の焦点である振動病問題について、



一昨年まとめた「慢性期振動病における調査研究」を基礎に、森林労連と全面的に協力しながら打ち切り行政と闘い、その結果、本年1月に振動障害長期療養者に関する新通達が出されるとともに4月からはアフ

ターケアの改善が図られている。

総会では、最初に地元の連合高知事務局長から挨拶を受けた後、議事に入った。総選挙に重なったわりには各地域センターからはきちんと参加があり、運

動、財政対策など様々な議題が話し合われ、各地の状況報告も行われた。地域センターばかりでなく自治労長崎市現労などからも参加があった。

原田正純議長をはじめ役員体制には大きな変化はなく、当安全センターも引き続き事務局の一翼を担うことになった。運動への確信とは裏腹に財政的には厳しい状況はあるが、皆で努力して乗り切っていくことを確認して総会を終えた。なお、11月下旬に全国的な取り組みとしてVDT労働電話相談があっこなわれることとなった。

## フィリピン人労働者プレス労災損害賠償裁判 安全装置不作動、二度落ち 準備書面で主張

大阪

フィリピン人女性のMさんは1993年7月東大阪の工場でプレス災害に遭い、右手の四指を切断した。Mさんの話によると、工場で使用されていたプレス機械はほとんどが古く、二度落ち

が起つたことがあるものもあった。また、能率を上げるために足踏み式で作業させられていた。この事故もプレスが二度落ちしたために起つたものであった。

損害賠償請求裁判での被告F工業側の答弁は、事故は全面的にMさんの過失によるというもの。Mさんが無断で足踏み式に切り替えて作業し、しかも勝手にイスに腰掛けて作業したためセンサーの高さが合わなかつた、プレス機にも故障はなかつたと答弁した。そこで、原告側はプレス機の故障と事業主の安全配慮義務

務違反について、第一準備書面を提出した。F工業側の主張するMさんの過失を否定したうえで事業主の安全配慮義務違反を明らかにした。第一に、社長のFはプレス作業主任資格者であるにもかかわらずプレス機械の操作切り替えキーを自ら管理しておらず、工場長が切り替えを行った。第二にプレスに備わっていた光線式安全装置は、きちんとした安全対策のもと使用されておらず、調整不備であつたか動かなかつた可能性が高い。第三に本件事故

はブレーキの磨耗によるスライドの二度落ち事故であるとの主張を行つた。やはり、プレスによる事故が起ころうということは、必ず安全配慮義務違反があつたというはすでに常識である。しかしながら、今のところ確たる証拠はなく、Mさんの陳述書のみでなれば、事業主側の過失を証明するため、実際プレス機械で作業を行っている労組にもお邪魔してアドバイスをいただいたりしている。

今後被告が主張してくる過失相殺をどれだけ退けら

れるかが焦点ということになる。また、Mさんがフィリピン人であるために逸失利益をフィリピンの水準でといってくるのも間違いないだろう。判例では外国人の出身国の収入水準で補償するべきとの判決がほとんどであるが、この点についても、なんとか突破したいものである。

## VDT労働ホットライン開設 東京・神奈川・大阪・ 北海道・鳥取など 11/15, 16 全国

ブラウン管を見ながらキーボードを叩いたり、マウスを動かしたりする作業がきわめて一般的になり、肉体的、精神的いろいろなストレスに多くの労働者がさらされている。同時に派遣労働やパート労働などの常用と異なる雇用形態が広まっているいま、こうしたVDT労働を原因とする頸肩腕障害、腰痛、眼精疲

労、慢性的疲労状態に陥っている労働者も多い。その反面、適切な安全衛生上の対策がとられていなかつたり、体調不良をきっかけに退職に追い込まれるケースがあつを絶たない。

そこで、健康障害の予防と被災労働者の救済を目的に全国的に電話相談をおこなあうという呼びかけに応じて、東京、神奈川などは

じめ各地で一斉取り組むことになった。当センターでもなにわユニオンと協力して実施することになった。

8年前に同じ電話相談がユニオンひごろによって取り組まれ当センターも協力した。このとき実際にたくさんの相談が寄せられ時代を実感した経験がある。それ以降職場のOA化が全面的に進行するなか、労働省も指針を示し、健康障害や医療に関する情報も豊富になった。が、果たしてわれわれはより幸福になったのか？結果が注目される。

# 職場が変わるか

④

## 環境マネジメントシステムと労働安全衛生－

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際ワークショップ報告会を聞いて

中地 重晴

(環境監視研究所)



### 今までの経過

前回解説した環境マネジメントシステムは本年9月にISO14000シリーズとして規格化されました。品質管理のISO9000シリーズにつぐものですが、さらに労働安全衛生管理システムも同様にISOで規格化しようという提案がなされています。その是非をめぐって本年9月にジュネーブで開かれた国際ワークショップに日本代表として参加し、発言した4者の報告会が10月3日中央大学駿河台記念館で開催されました。

労働安全衛生(Ocupathional Health & Safety OHSと略されている)の管理システムの国際規格化については環境管理監査システムを検討していたTC207の第2回総会(94年5月オーストラリアゴールドコーストで開催)でノルウェーから提案されました。ISOのどの委員会で検討するのかTMB(技術管理評議会)に回され、どの様に取り扱うのか協議されてきました。その結果、OHSについては、労働者の権利との関係が深く、今後どうしていくのかILoやWHOを含めた関係者による国際ワークショップをISOの主催で開催して議論を深めることになりました。

た。96年9月にジュネーブで開かれた国際ワークショップには44カ国6国際機関から331人が参加し、関心の高さが示されたそうです。利害関係者として使用者グループ、労働者グループ、政府グループ、保険及び関係団体グループの4分科会と総会で討論し、意見がまとめられ、現在報告書を作成中だそうです。以下、当日の報告内容を紹介しながら、環境マネジメントシステムの中の労働安全衛生管理の置かれている位置をまとめてみました。

### ①使用者グループ分科会

日本からの意見として、各企業の自発的な労働安全衛生対策(4S、KYT、ヒヤリハットなど)の取り組みや、労働安全衛生法に基づく管理体制が確立されており、労災は減少している。また、日経連がOHSについてのアンケートを実施した結果、反対意見が多くなったと、トヨタ自動車の近藤淳一氏が報告されました。参加国からは労働安全衛生は企業内の問題であり、購入者からの要求は少なく、国際規格化のニーズは少ない。既に国内

法規で規制が確立しており、国際規格化の目的が明確でない。コストがかかりすぎるなどの意見が出されたそうです。全体としてISO規格化は有益でない。現時点では必要ないという意見でまとめられたと報告されました。

## ②労働者グループ分科会

連合の熊谷謙一氏が報告されましたが、国際自由労連の中に労働安全衛生環境委員会が設けられており、毎年10月に会議を開いて協議している。日常的に議論ができるおり、今回も事前に委員が集まり、統一的な見解を示したそうです。その内容は、国際規格の検討に入る前提として次の事項の保証を求める。①ISOでの規格作成や各国の基準システムの設定において、完全な労使参加、ILLOのような三者構成の保証。②国際規格化により、それまでの安全衛生基準の切下げをせず、監督体制の保持の保証。同時に各国に関するILLO条約の批准と履行を求める。③各国認証機関による認証は、各政府にのみ委ねるのではなく、労働団体を含む国内外の関係団体からの不服申請を可能とし、ISO本部による審査を行うこと。という提案としてまとめられたと報告されました。

## ③政府グループ分科会

労働省の吉道正夫氏が、日本政府の基本的な考え方として、労働安全衛生対策は労働者の生命と健康に関する労使の問題であることから、対策の客観性、有効性、効率性が十分に検証され、かつ労使の十分な理解が得られていることが必要である。OHSのマネジメ

ントシステムの規格化のメリットとしては、労働安全衛生管理手法が標準化され、管理水平の低い企業における取り組み促進の動機付けや外部監査の導入により外部から評価がくだされる。また、国際規格化のメリットとして、開発途上国における労働安全衛生水準の向上がはかられる。デメリットとしてシステムの客観性、有効性、効率性等が十分に保証されていない状況においては国際規格化は時期尚早である。ISOの現行制度では労使平等の参加により策定されることが困難である。国内法規等の整合性が確保できない場合がある。など発言内容を報告されました。

参加国の意見としては開発途上国労働安全衛生活動の推進に貢献するなどとして、中国、アイルランド、ジャマイカが賛成を表明したそうです。フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本が反対意見を表明しました。その理由はすでに国内法規が整備されている。各国の社会、経済、文化の違いがあり、統一した基準作りは困難である。もし、OHSの規格を作るのであれば、国または地域規格にするべきである。ISOでは労使、政府による三者構成が保証されない。中小企業では認証などにコストがかかりすぎるなどがあげられたと報告されました。

## ④保険および関係団体グループ

民間や労災保険会社、大学の研究者など広範囲な関係者による分科会構成だったようで、日本からは中災防の中井敏夫氏が参加し、中災防の安全衛生管理活動評価事業の内容を報告されました。それぞれの立場から賛否両論が出されたようですが、当面各国で規

格化に向け経験を蓄積し、実施するとしても認証制度化は反対、ガイドラインにとどめるべきだという意見が強かったそうです。

### I S O事務局のまとめ

I S Oの事務局としては、O H S標準化は時期尚早等、利害関係者4グループのコンセンサスは得られなかつたととりまとめていました。I S Oの場での標準化への疑問、規格かガイドラインかとの議論や、国内または地域的な問題とするべきという意見もあつた。労働者の権利を守る立場から労働者の参加問題（三者構成）やI L Oとの連携強化などの問題提起がされたと最後の総会で総括しています。今後の予定としては11月中に報告書をまとめ、97年1月にTMBを開催して、今後の進め方を検討することになっています。今回の国際ワークショップでは賛否両論がだされ、規格化に向けた方向性が確認されなかつたことから、進め方には新たなT C（規格案を検討する分科会）や専門家による研究会の設置から、時期尚早として、検討の中止までかなり幅広い選択肢があるようです。

### 報告会を聞いて

I S Oの中心をなす先進諸国が口を揃えて反対意見を提出し、O H Sの国際標準化は越

えるべきハードルが高く、規格化はかなり先になるという印象を強く持ちました。しかし、その一方で、イギリスが96年5月にBS8800として国内規格化し、6カ国でも規格草案（ドラフト）作りが進んでいるという現状報告がなされています。また、ノルウェーでは品質、環境、労働安全衛生を統合したジェネラルマネジメントシステム作りが進んでいるとの報告があり、国際ワークショップに定員を越える参加者が集まつたという関心の度合いから、本音と建前が大きく違つていると感じました。I S Oの議論にかかわらず、それぞれの国で、労働安全衛生のマネジメントシステムを模索しているのが現状だと思われます。

労働安全衛生管理の場合は直接労働者の権利との結びつきが強く、それ抜きでは語れない面があります。I L Oのような三者構成の組織作りをするのか、労働者の権利を尊重した労使対等な管理組織を作ることが、環境マネジメントシステムで要求している事項を満足できるのかわからない点もあります。

ただ、世界各国がそれなりに準備をしている以上、日本でも労働安全衛生のマネジメントシステムをどう作るのか、今までのものでよいのか、真剣に検討する時期を迎えていると思います。

## 最新労災保険法 最新労働安全衛生法

特別価格販売のご案内

最新労災保険法  
最新労働安全衛生法

お申し込みは、全国労働安全衛生センター連絡会議

(〒108東京都港区三田3-1-3MKビル3F; Fax. 03-5232-0183, TEL. 03-5232-0182)までどうぞ。

井上 浩 著

(全国労働安全衛生センター連絡会議副議長)

A5版・274頁

定価 4,800円→特価 4,100円(送料込)

定価 3,500円→特価 3,000円(送料込)

# チャレンジしてみませんか？ 97ユニオン社労士講座 開講のご案内 1996年10月

今年もユニオン社労士講座が開催されます。労使交渉をリードする社労士、福祉ビジョンを描ける社会保険労務士を組合の中に養成することをめざし1994年から気鋭の社労士のみなさんが開設されたものです。労災保険、雇用保険、健康保険などのハイレベルな知識を習得するのに最適の講座といえます。きびしい道のりですが、がんばり通せば得るものは大きいといえるでしょう。既存の講座より親切丁寧にかつ労働者の視点を大事にしたこの講座を当センターも推薦します。

## 【日程・内容】

96年11月21日～97年7月5日まで 原則として毎週木曜日午後6:30～9:00

ただし、2/1、3/1、4/5は午後2:00～5:00

4/26、5/31、6/28、7/5は午前10:00～午後5:00（合計42回＝118時間）

社会保険労務士受験全科目の講義、答案練習をします。

Aコース（基礎：11月21日～1月13日まで計10回、25時間）

Bコース（実践・答案練習：1月16日～7月5日まで計31回、93時間）を設定。

原則として、A+Bコースで受講してください。

◆受講費用：昨年の受講者は、45,000円

初めての方は、75,000円

Bコースのみの受講者も同額。

ただし、テキスト代は別途（25,000円程度）

◆定員：30名

◆会場：大阪府立労働センター11階連合大阪

◆申込みと照会：連合大阪・水田 TEL. 06-949-1105 FAX. 06-944-0055

または、社会保険労務士・大泉 TEL&FAX. 06-910-5486

◆申込み期日：96年11月18日（月）まで

◆講師：大泉敬次（ユニオンひごろ特別執行委員・社労士）

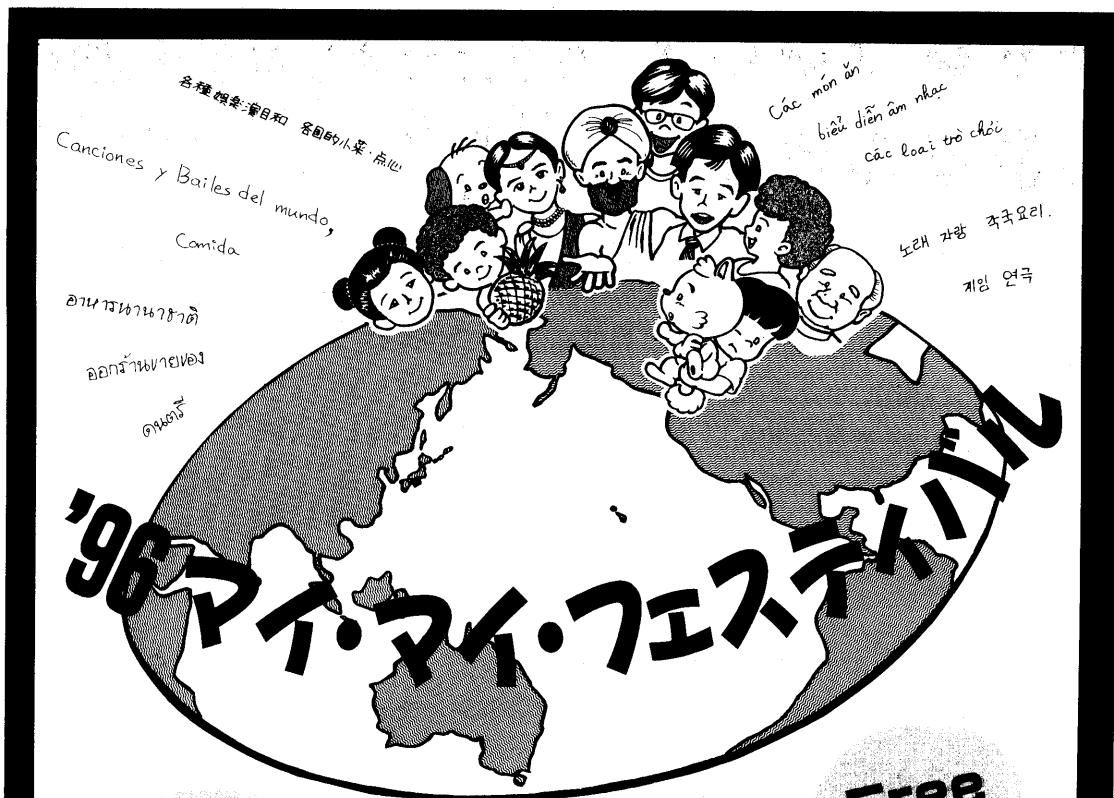
廣瀬ルリ子（社労士）

中村範久（中小企業診断士・社労士）

河合保弘（司法書士・社労士）

◆主催：レイバーシングタンク（代表・大泉敬次）

◆協力：連合大阪



11/17 SUN  
11:00~16:00

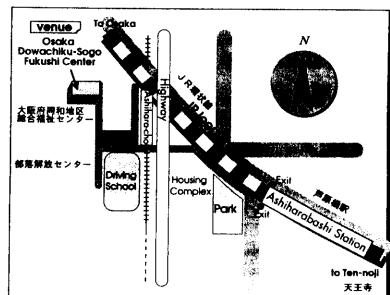
FEATURING:  
FOREIGN & JAPANESE TALENTS

ETHNIC FOOD STALLS • 出店  
BAZAAR • バザー LOTTERY • 抽選  
FREE MEDICAL/LEGAL ADVICE • 法律医療相談  
FREE INTERNATIONAL CALL • 無料国際電話

Free  
無料

PLACE : Osaka Dowachiku-Sogo  
Fukushi Center (Ashiharabashi)  
TAKE OSAKA JR LOOP LINE  
大阪府同和地区総合福祉センター  
(環状線・芦原橋駅下車)

◆ 12/6 (FRI) RINK結成5周年集会 於：エルおおさか



呼びかけ (すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)  
RINK (RIGHTS of IMMIGRANTS NETWORK in KANSAI)  
TOGETHER WITH OTHER SUPPORT ORGANIZATION FOR FOREIGNERS, WORKERS & FAMILY



主催：マイ・マイ・フェスティバル実行委員会

大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 市民オフィス内 ☎06-910-7103 FAX06-942-0278

後援：関西国際交流団体協議会／(財)アジア・太平洋人権情報センター／大阪市／大阪市教育委員会

協賛：世界人権宣言大阪連絡会議

# 9月の新聞記事から

9/4 妊娠中の治療でエリザベスの非加熱製剤を投与されHIVに感染させられた女性が国とエリザベスを相手取り1億1500万円の賠償を求め大阪地裁に提訴。

9/13 成田空港でエンジン故障の日航機が離陸中断、脱出22名ケガ。

9/17 重い心臓病「アロ-四徴症」の手術経験があり勤務中に急性心不全死した中学校教諭の死亡を地公災基金大阪府支部審査会が公務上災害として認める裁決。死亡したのは大東市立中学校の衣川寛史さん（当時27）。衣川さんは88年11月運動場で男子生徒とサッカーハンドルに突然倒れて死亡、地公災基金大阪府支部は公務外と認定していた。審査会は、衣川さんのように術後の心機能が良好な場合は突然死はまれであること、死亡前1ヶ月間に83時間の時間外勤務があることなどを公務上裁決の理由にした。

9/18 東京地検はエイズ薬害事件で帝京大前副学長安部英を業務上過失致死容疑で東京地裁に起訴。

東京都八王子市のスパ・ナパ・イ和田店の事務所で昨年アルバートの女子高生2名を含む3名が射殺された強盗殺人事件で、八王子労基署はアートの女性稻垣紀子さんについて労災認定。敦賀市の県道で敦賀京阪タクシーや運転手木下忠さんが刺殺され売上金などが奪われた事件で敦賀労基署が労災認定。いずれも容疑者は未逮捕。

名古屋空港での94年4月の中華航空機墜落事故で犠牲となった社員旅行中の40名の労災請求に対して多治見、飯田労基署が「旅行は観光目的」として不支給決定。

9/20 公益法人設立などの新基準を閣議決定。社団・財団法人が企業株式をもつことを原則禁止、理事構成で所管官庁OBは3分の1以下、同じ業界出身者は2分の1以下とする制限を含む。

香川県豊島住民が不法投棄産業廃棄物を東京の銀座に持ち込み通勤中のサリーマンに訴え。

9/25 1989年米アラスカ沖でエクソン社のスパ・タスクーが座礁し大量の原油が流出した事故で、アラスカ州連邦地裁は同社に総額53億ドル（うち懲罰的賠償50億ドル）の損害賠償を支払うよう命じる判決。同社は控訴の方針。

陸上部の指導から帰宅途中に心筋梗塞で急死した千葉県立高校教諭片山長四郎

さん（当時35）の死亡を公務上の過労死として、妻・育子さんが公務外認定をした地公災基金千葉県支部の処分取り消しを求めていた訴訟で千葉地裁石川善則裁判長は原告側の主張を全面的に認めた。片山さんは87年4月から担任や教科の仕事のほかに陸上部の顧問、文化祭を担当する文化委員会のチーフ顧問、社会科の教科主任を兼任。9月7日から1週間は文化祭の準備で38時間の超過勤務、死亡の当日9月23日も陸上部の生徒と一緒に11000メートルを走っていた。

オホーツク沖50キロD C 3型機が墜落、乗員乗客32名全員死亡。

9/26 日本で二次感染の疑いがでたポリオ生ワクチンは米国でも同様の危険性が指摘され、米政府は今月、安全な不活性ワクチンとの組み合わせに変更する接種指針を発表。

東海・北陸薬害HIV訴訟で原告53名中52名について和解成立、1名は保留。

厚生省が堺市のO157事件で原因究明追加報告書。カイル原因説をより踏み込んで表現。新たな実験の結果、カイルの根を通じて大腸菌が茎などに吸収されることが裏付けられ、運送状態と同様な条件下では菌が非常に繁殖しやすいことが新たにわかったなどと報告。

9/27 生焼けハバーバーが原因で1993年に米国北西部を中心に約800名がO157に感染した事件でファーストフード「チーズ・フード・メカ」（本社：サンデー・リビング）はO157による溶血性尿毒症症候群（HUS）にかかった当時2歳の男児の家族に約440万ドルを支払うことと和解した。

衆議院臨時国会冒頭解散。

9/29 神戸市須磨区の市道で浪速区のピア搬送会社「ピア専業」のトラックが走行中に荷台のループが歩道橋に衝突し助手席の2名が車外に投げ出され死傷。ループのアームを完全に折り畳まなかつたことが原因か。

兵庫県村岡町の国道で福岡市の大輝工業と大村施設の建設作業員ら9名が乗ったワゴン車が対向車線の北東運輸の大型トラックと正面衝突、このトラックがさらにワゴン車のうしろの大型保冷車に衝突し、ワゴン車の9名、両トラック運転手の計11名が死亡、1名重傷。

9/30 東日本在住の血友病Bの患者が、血友病A用加熱製剤よりB用加熱製剤の認可が5ヶ月遅れたためにHIVに感染していたことが判明。

腰痛予防に腰痛予防ベルト

# 楽腰帯 らくようたい

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、

①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案

(頒価) 1本5,700円(送料別) ■色、サイズを指定して安全センターまでご注文ください。  
■お知らせくださいばパンフレットお送りします。TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

男性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	3L
	白	ウェスト	72-80cm	80-88	88-96	96-104	104-112
女性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	
	白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター  
●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1回1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL. 06(551) 6854 FAX. 06(551) 1259